

## 議題 ロースクールの現状と今後の課題

2014年度2回目となる第34回市民会議は、「ロースクールの現状と今後の課題」というテーマで行われた。初めに、上田智司当会法曹養成センター委員長代行、大西雄太同副委員長、関理秀同副委員長、酒井圭同委員、四宮啓弁護士法人渋谷パブリック法律事務所客員弁護士を講師に迎えて、法科大学院制度の現状と課題について説明がなされた。その後、意見交換がなされた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

## 1. 法科大学院制度と法曹養成制度について

**津山：**法科大学院制度は司法改革の3本柱の1つとして作られたが、今のままでは法科大学院がやせ細ってしまい、多様な人材の確保が難しくなってしまう。それは合格率の問題なのか、法科大学院の問題なのか。

法科大学院の理念は間違えていないと思う。しかし、そのような理念に基づいて臨床法学を熱心にやっている法科大学院で、合格率が伸びないことが問題。

**神津：**司法制度改革の諸要素はとても重要だが、法曹養成制度については曲がり角に来ていると感じる。法曹養成制度の中で、法科大学院を作ったことだけが理想に向かっているが、その周辺や肝心の司法試験がそれについていけないので、法科大学院が浮いてしまっているように感じる。

社会における医師を養成するという司法改革の理念からすると、渋谷パブリック法律事務所で行っているリーガルクリニックはまさにそれにあたると感じる。一方で、文科省・中教審の出した法科大学院に対する「公的支援の見直し」の指標と点数をみると、社

会にとっての医師を養成するという理念のかけらも感じられない。もう一回原点に帰るということを強く打ち出していないと、ずるずる後退してしまうと思う。  
**江川：**文科省・中教審の出している法科大学院の組織の見直しの類型を見ると、表の下の方は早くやめてくれと言わんばかりで、愕然とする。多くの法科大学院が募集をやめるなどの状態になってきたということは、制度として失敗の部分があったと思う。その失敗の根本原因を分析しないまま、目の前の現象の対応に四苦八苦ししている印象を受ける。

試験と教育は、変えるのであれば、両方を変えなければならない。教育は変えようとしているが、試験は変わったのか。試験が変わらなければ、受験者は合格しなければ始まらないから、そちらに行くのは当たり前。試験をどういう方向に変えようとしているのかが見えてこない。

法曹養成を長いスパンで考えるなら、法科大学院は合格するための勉強に特化して、司法修習を長くするという議論はないのか。

**後藤：**この10年間、それぞれが自分のところでできることは一生懸命やってきたと思う。法科大学院も、臨床法学もやり、試験に受かるような教育もしてきたが、制度的な限界を超えられなかったのだと思う。これだけ大きな制度改革で、まだ10年しか経っていないところで判断していいのかと思う。

## 2. 司法試験合格者数と法曹の需要について

**津山：**地方で弁護士の仕事の需要がないというが、地方のひまわりや法テラスの弁護士が非常に忙しいという話と矛盾するように思う。法科大学院世代の

## 市民会議委員 \*敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)  
江川 紹子 (ジャーナリスト)  
岡田ヒロミ (消費生活専門相談員)  
神津里季生 (日本労働組合総連合会事務局長)  
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)  
津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校顧問)  
長友 貴樹 (調布市長)

弁護士は、従来から地方でやってきた弁護士と弁護士像が違うのではないかと思う。法科大学院世代の弁護士に期待している。

**阿部：**企業内弁護士が増えて、今まで法の光が当たっていなかったところに光が当たるようになった。事件が起きてから対処するのではなく、どうしたら事件が起きなくて、余計なコストを生じず豊かな社会にできるのかということにつながっている。他の業界でもそういうことはたくさんあると思う。

我々も、企業に入るが、その企業に合わなければ、別の企業に行ったり、別の仕事をやる。法律の資格をとったから法律の世界だけでやるという考え方ではなく、合わなければ別の世界に行けばいい。そういうことを考えると、定員を絞るべきではない。

**長友：**どういう養成システムをつくるかと、資格をとった人が食べていけるかは、別々に議論する話ではない。

今後の弁護士の活動領域として、公的サービスの分野は極めて有望だと思う。調布市では、専門的な方のアドバイスを得て、他の自治体を視察に行き、そこで雇われている人にもインタビューをして、組織内弁護士を受け入れる方向で模索している。

自治体の関係者を集めて、自治体の組織内弁護士が体験談を語るセミナーをすれば、多くの自治体関係者が集まると思う。

**岡田：**司法制度改革の導入時は、市民がトラブルを抱えていても、どこにいけばいいのかわからないという実態だったから、弁護士を増やして、公設事務所等をつくってきた。ところが、弁護士が増えているいろんな機関ができたから、事件が減ってきた。しかし、私は、パイをみんなで分け合ったから減ったのではな

く、本当は事件自体が増えているけど弁護士にたどりつけていないのではないかと思う。

法曹三者や関係者は、裁判が減っている原因は何かを研究するべき。消費者センターで、相談者に対し、これは弁護士の仕事だと思って誘導しても、弁護士のところに行ってくれないことがある。また、弁護士のところに相談に行っても、何か不満を持って帰ってくることもある。そういう事件の当事者が、どこに行き、どういうふうに関与されているのかの究明が必要だと思う。

**江川：**弁護士の仕事は、裁判や事件だけではないという認識が世の中に広がるべき。

例えば、学校には、モンスターペアレントやいじめの問題があり、弁護士に相談したいという需要はある。民間から学校に行った校長先生は、学校にリーガルサービスがないことに愕然とする。教育委員会には顧問弁護士がいるが、教育委員会は必ずしも一校一校のことに真剣に取り組んでくれるとは限らなくて、立場が対立することもある。各学校に校医がいるように、スクールロイヤーが必要。「事件にしないための需要」は、実はあるのに、世の中に届いていないと思う。

**後藤：**司法改革の理念を忠実に実現すれば、法科大学院で3年間教育して、司法研修所は要らないはずだが、すべてが中途半端だった。人数の問題も、弁護士もさることながら、裁判官も検察官も倍にすればよかった。また、法曹資格があれば国家公務員になれるなど、全体として法曹を活かす制度をつくれればよかった。しかし、他の制度はつくらなくて、法科大学院だけをつくってしまったので、そのしわ寄せが一番弁護士会に来ていると思う。